

時津町上下水道料金徴収等業務包括委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

長崎県時津町

〈目 次〉

1	主旨	．．．．． P 1
2	委託業務の概要	．．．． P 1～2
3	プロポーザルの参加募集等	．．．．． P 2
4	プロポーザルの参加資格要件	．．．．． P 2
5	プロポーザルの実施方法	．．．．． P 3
6	プロポーザル参加申込等	．．．． P 4～5
7	プロポーザル参加資格審査	．．．．． P 5
8	プロポーザル実施に関する資料の配付	．．．．． P 6
9	業務提案書等の提出	．．．． P 6～7
10	業務提案書等作成にあたっての留意事項	．．．． P 7～8
11	業務提案書等作成に係る質問及び回答	．．．．． P 8
12	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	．．．．． P 9
13	プロポーザル参加に係る留意事項	．．． P 9～10
14	プロポーザルの審査	．． P 10～11
15	プロポーザルの不適合	．．．．． P 11
16	失格要件	．．．．． P 11
17	委託契約の締結等	．． P 11～12
18	その他	．．．．． P 12
19	様式	．． P 14～34

1 主旨

時津町上下水道料金徴収等業務（以下「本業務」という。）における事務の効率化と利用者サービス等の一層の向上を図るため、検針・収納等に関連する業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に業務を委託するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

時津町上下水道料金徴収等業務包括委託

(2) 執行場所

本業務の執行場所は、時津町役場建設水道部上下水道課内に事務所を置き、時津町内及び時津町長（以下「町長」という。）の指示する場所とする。

(3) 委託業務の範囲

本業務の委託範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

①窓口・電話対応業務

②検針業務（再検針を含む。）

③上・中・下水道料金調定・収納業務

④上・中・下水道料金滞納整理業務（給水停止を含む。）

⑤メーター器交換及び維持管理業務

⑥公共下水道事業受益者負担金・浄化槽整備事業受益者分担金収納業務

⑦浄化槽使用料調定・収納業務

⑧その他、①から⑦に附帯する業務で、町長が必要に応じ指示する業務

(4) 委託期間等

本業務の委託期間は、令和8年9月1日から令和13年8月31日までとする。

ただし、契約締結日から業務委託開始日までの期間は、研修及び業務習熟期間とし、当該期間に関する経費は、受注者の負担とする。

(5) 業務委託に係る提案見積限度額

本業務を開始した日から令和13年8月31日までの期間の委託業務に係る委託料の上限額は、250,310千円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）とする。

(6) 業務委託料の支払方法

業務委託料の支払方法は、令和8年9月分から令和13年8月分の計60回

の毎月払いとし、毎月の支払額については協議のうえ決定する。

(7) 契約保証金

契約保証金は、時津町財務規則第100条及び第102条第1項第1号によるものとする。

- ① 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。
- ② 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは契約保証金を免除する。

3 プロポーザルの参加募集等

プロポーザルの参加募集は、時津町公告式条例（昭和26年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場において公告するとともに、時津町ホームページ（<https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>）において閲覧に供する。

4 プロポーザルの参加資格要件

(1) プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生の手続中でないこと。
- ④ 本件に係る公告日から委託業者の決定までの間に、時津町が行う公共工事等の指名に関する要綱（平成14年時津町告示第6号）に基づく除外基準に該当しないこと。
- ⑤ 国・都道府県・市（区）町村税に滞納がない者であること。
- ⑥ 水道事業又は水道事業以外の事業において、受付、検針、収納（滞納整理を含む）に至る一連の業務を、過去5年以内において1年以上継続して受注実績又は事業実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- ⑦ プライバシーマーク又はISMS適合性評価制度認証を取得している者であること。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。

5 プロポーザルの実施方法

(1) 審査会の設置

プロポーザル参加資格の審査及び本業務の受注候補者の評価を行うため、時津町上下水道料金徴収等業務包括委託審査会（以下「審査会」という。）を設置し審査を行う。

(2) プロポーザルの日程（予定）

No.	内容	日程
1	参加募集の告示及びホームページ掲載	令和8年5月 7日（木）
2	参加申込書等の提出期間	令和8年5月 7日（木）～ 令和8年5月22日（金）
3	参加資格の審査	令和8年5月25日（月）～ 令和8年5月27日（水）
4	参加資格審査結果及び参加要請書の通知	令和8年5月28日（木）
5	プロポーザルの実施に関する資料の配布	令和8年5月29日（金）
6	業務提案書等の作成に係る質問書の提出期間	令和8年6月 1日（月）～ 令和8年6月 5日（金）
7	業務提案書等の作成に係る質問書の回答	令和8年6月 8日（月）
8	業務提案書及び業務提案見積書の提出期間	令和8年6月 8日（月）～ 令和8年6月17日（水）
9	プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書送付	令和8年6月18日（木）
10	プレゼンテーション及びヒアリングの実施 業務提案書等の審査及び受注候補者の選定	令和8年6月29日（月）
11	受注候補者選定結果の通知（原本発送）	令和8年7月上旬
12	受注候補者選定結果の公表（ホームページ）	令和8年7月上旬 ～ 令和8年8月31日（月）
13	業務委託契約締結	令和8年7月上旬
14	受注者への研修、引継ぎ、準備期間	令和8年7月上旬 ～ 令和8年8月31日（月）
15	受注者による業務開始	令和8年9月 1日（火）

6 プロポーザル参加申込等

(1) プロポーザル参加申込書等の配布

- ①参加申込書等の様式は時津町ホームページ (<https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>) に掲載し、ホームページからのダウンロードのみの配布方法とする。
- ②配布資料は、時津町上下水道料金徴収等業務包括委託公募型プロポーザル実施要領、要求水準書及び審査要領とする。

(2) プロポーザルの参加申込

プロポーザルへの参加申込を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、町長あてに「プロポーザル参加申込書（様式第1号）」を提出しなければならない。

(3) プロポーザル参加申込書添付書類

プロポーザル参加申込書には、次の書類を添付すること。

なお、次の添付書類のみでは参加資格の確認ができない場合には、追加資料の提出を求めることがある。

- ①「プロポーザル参加申込書等提出書類確認表（様式第2号）」
- ②「参加資格要件に関する誓約書（様式第3号）」
- ③会社概要関係書類
 - ア. 会社概要（最新のもの（パンフレットも可））
 - イ. 営業所一覧（最新のもの）
 - ウ. 商業登記履歴事項証明書（公告日以降に交付されたもの）
 - エ. 定款（最新のもの）
- ④直近3期分の会社法第435条に規定される計算書類及び事業報告
- ⑤国・都道府県・市（区）町村税に滞納がないことの証明書（公告日以降に交付されたもの）
 - ア. 本社所在地所轄の税務署で発行する法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
 - イ. 本社所在地の都道府県税事務所で発行する法人事業税、自動車税の滞納がないことの証明書
 - ウ. 本社所在地の市（区）町村で発行する法人住民税、住民税（特別徴収）、事業所税、固定資産税、軽自動車税の滞納がないことの証明書
- ⑥「類似業務受注実績表（様式第4号）」
- ⑦受注実績を証する契約書の写し（任意の一契約）、又は事業実績を証明する書類の写し
- ⑧「暴力団等の排除に関する誓約書（様式第5号）」
- ⑨プライバシーマーク又はI SMS適合性評価制度認証を取得していることを証明できる書類の写し

(4) プロポーザル参加申込受付期間

令和8年5月7日（木）から令和8年5月22日（金）の役場閉庁日を除く午前9時から午後5時とする。

(5) 提出方法

提出方法は、直接持参又は郵送（書留郵便等記録が残る方法に限る。）によるものとし、いずれの方法も提出期間内必着とする。

(6) 提出先

〒851-2198

長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町建設水道部 上下水道課 総務係

電話番号 095-882-2538

ファクシミリ番号 095-882-5655

(7) プロポーザルの参加辞退

参加申込事業者は、「プロポーザル参加辞退届（様式第6号）」の提出により、随時プロポーザルの参加を辞退することができる。

7 プロポーザル参加資格審査

- (1) 審査会は、参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格について審査を行う。参加資格審査の結果、町長は、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対し、プロポーザルの実施に関する資料配付の日程を記した「プロポーザル参加要請書（様式第7号）」により、プロポーザルへの参加を要請する。
- (2) 審査の結果、参加申込事業者がプロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合は、町長は、「プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第8号）」の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知する。
- (3) プロポーザルへの参加資格を有すると認めない旨の通知を受けた参加申込事業者は、通知日の翌日から起算して10日以内に限り、町長に対して書面（様式は任意、用紙サイズA4判）により、プロポーザルへの参加資格を有すると認められなかった理由についての説明を求めることができる。
- (4) プロポーザルへの参加資格を有すると認められなかった理由について説明を求められた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日以内に説明を求めた参加申込事業者に対し書面により回答する。

8 プロポーザル実施に関する資料の配付

町長は、プロポーザルへの参加要請を行った参加事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、プロポーザルの実施に関する資料を配付する。なお、期間内に資料の受け取りを行わなかった場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(1) 日時及び場所

資料配付の日時及び場所は、「プロポーザル参加要請書（様式第7号）」により通知する。

(2) 配付資料

- ①時津町上下水道料金徴収等業務包括委託公募型プロポーザル実施要領
- ②時津町上下水道料金徴収等業務包括委託要求水準書
- ③時津町上下水道料金徴収等業務包括委託業務提案書審査要領
- ④時津町上下水道料金徴収等業務基本処理要領
- ⑤時津町上下水道料金徴収等業務包括委託契約書（案）
- ⑥時津町上下水道課業務マニュアル

(3) 配付資料の取扱い

配付資料は、プレゼンテーション及びヒアリング終了までに、時津町建設水道部上下水道課に返却すること。

9 業務提案書等の提出

参加事業者は、下記に示す業務提案書等の書類一式を作成の上、提出期間内に提出しなければならない。

(1) 提出書類

番号	書類名	部数
1	業務提案書等提出書類確認表（様式第9号）	1部
2	業務提案書等の提出について（様式第10号）	1部
3	業務提案見積書（様式第11号）	1部
4	積算内訳書（様式第12号）	1部
5	業務提案書《正本》（様式第13号）	1部
	〃 《副本》（様式第14号）	1部
	〃 《副本》（様式第14号・データ）DVD	1枚
※業務提案書には、次の項目を順に、漏れなく記載すること。		
①雇用と研修体制に対する考え方		
②個人情報保護・情報セキュリティに対する考え方		
③業務体制及び業務執行計画		

	④地域貢献に対する考え方 ⑤防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方 ⑥苦情・クレーム・不当要求対応に対する考え方 ⑦窓口・電話対応業務に関する企画及び業務提案 ⑧検針業務（再検針業務を含む）に関する企画及び業務提案 ⑨上・中・下水道料金調定・収納業務に関する企画及び業務提案 ⑩上・中・下水道料金滞納整理（給水停止業務を含む）に関する企画及び業務提案 ⑪メーター交換及び維持管理業務に関する企画及び業務の提案 ⑫公金取扱いに関する考え方 ⑬その他の業務提案	
--	--	--

(2) 提出期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月17日（水）の役場閉庁日を除く午前9時から午後5時とする。

(3) 提出方法

提出方法は、直接持参又は郵送（書留郵便等記録が残る方法に限る。）によるものとし、いずれの方法も提出期間内必着とする。

(4) 提出先

〒851-2198

長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町建設水道部 上下水道課 総務係

電話番号 095-882-2538

ファクシミリ番号 095-882-5655

10 業務提案書等作成にあたっての留意事項

(1) 業務提案書等共通事項

①業務提案書等の作成にあたって用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

②業務提案書等の様式は、指定するもの以外は任意とし、日本工業規格A4判とする。

(2) 業務提案見積書及び積算内訳書

①「業務提案見積書」及び「積算内訳書」に記載する金額は、消費税及び地方消費税に相当する金額を除く金額とする。

- ②業務提案見積書には、本業務5年間に要する経費の総額を記入すること。
- ③業務提案見積書及び積算内訳書は封筒に入れ、封筒の表面には「業務提案見積書及び積算内訳書在中」と表示し、業務委託名及び提出日を記載すること。裏面には参加事業者名（住所又は所在地、商号又は名称、代表者職・氏名）を記載した上、封かん封印すること。

(3) 業務提案書

- ①業務提案書の図表等は、日本工業規格A3判の片面印刷で折込み挿入してよい。
- ②業務提案書の正本の表紙には「業務提案書《正本》（様式第13号）」を、副本の表紙には、「業務提案書《副本》（様式第14号）」を使用すること。
- ③業務提案書は、必ず項目順に並べること。
- ④業務提案書は、正本及び副本ごとに表紙の次に目次を作成し、それ以降のページに、通しのページ番号を記載すること。又、目次にも各項目のページ数を記載すること。

(4) 業務提案書等作成に係る経費

業務提案書作成に係る費用については、参加事業者の負担とする。

1.1 業務提案書等作成に係る質問及び回答

業務提案書等の作成に係る質問及び回答等は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付

- ①参加事業者は、業務提案書等の作成に係る質問がある場合は、メールにより行うことができる。質問書は、（様式第15号）を参考に作成するものとする。なお、電話及び口頭による個別の対応は行わないものとする。
- ②業務提案書等の作成に係る質問は、令和8年6月1日（月）から令和8年6月5日（金）までに、メールにより受付ける。なお、着信確認は、参加事業者の責任において行うこととする。
- ③質問書送付先

時津町建設水道部 上下水道課 総務係
電話番号 095-882-2538
ファクシミリ番号 095-882-5655
メールアドレス ryoukinhoukatsu@town.togitsu.nagasaki.jp

(2) 質問に対する回答

町長は、参加事業者から業務提案書等の作成に係る質問を受付けた場合は、令和8年6月8日（月）までに、当該質問に対する回答を参加事業者全員に、メールにより回答する。

1 2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加事業者から業務提案書等を受理した後、提出書類に不備がないこと及び業務提案見積書に記載された金額が提案見積限度額以内であることを確認できた参加事業者に対して、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時及び場所については、各参加事業者へプレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第16号）により通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間等は、各参加事業者50分以内の持ち時間とし、時間配分は、プレゼンテーションを30分以内、ヒアリングを20分程度とする。なお、使用機器の準備・撤収は、プレゼンテーション及びヒアリングの前後に、各参加事業者が行うこととする。

(3) 実施方法

- ①プレゼンテーションを行う順番は、プロポーザル参加申込書が正式に受理された受付順とする。
- ②プレゼンテーションでは、提出した業務提案書等のみを使用して説明を行うものとし、新たな文言等を加えること及びその他の追加資料等の提出及び説明はできないものとする。
- ③プロジェクター等を使用した拡大映像での説明を行うことができ、使用機器のうちスクリーン以外は、各参加事業者で用意することとする。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名以内とし、出席予定者をプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第17号）によりファクシミリで提出することとする。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングに欠席の場合には、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなすこととする。

1 3 プロポーザル参加に係る留意事項

(1) 募集要領等の承諾

参加申込事業者は、参加申込書等の提出をもって、公募型プロポーザル実施要領等の記載内容及び条件をすべて承諾したものとみなす。

(2) プロポーザルに係る費用

参加申込書・業務提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション及びヒアリング参加等、プロポーザルに要する費用は参加事業者の負担とする。

(3) 参加申込書及び業務提案書等の取扱い

- ①提出された参加申込書及び業務提案書等は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- ②提出された参加申込書及び業務提案書等は、提出期間内においては自由に内容変更、差替え、追加、再提出を認めることとする。その場合、提出された書類を一旦返却し、改めて提出するものとする。
- ③参加事業者から提出された提出書類にかかる著作権については、各参加事業者に帰属するものとする。
- ④著作権のほか知的財産権に該当する権利の取扱いについては、各種法令の規定に基づくものとする。
- ⑤提出された業務提案書等の内容に係る情報の開示が求められた場合は、時津町情報公開条例等の関係規定に基づき対応するものとする。

14 プロポーザルの審査

(1) プロポーザルの審査方法

- ①審査は、業務提案見積金額が提案見積限度額を超えていない参加事業者に対し、業務提案書等の内容等に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行った後、参加事業者から提出された業務提案書等について、別に定める「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託業務提案書審査要領」に基づき行うものとする。

(2) 受注候補者の選定

- ①審査会は、総合評価点によって参加事業者の評価順位を決定するとともに、最も総合評価点の高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った参加事業者を受注候補者として選定する。
- ②非価格項目のうち1項目でも審査員等が「F」の評価を付した項目がある参加事業者については失格とする。又、総合評価点が総得点の2割以下の場合も失格とする。
- ③総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより受注候補者を選定する。くじ引きを行う場合の手順等については、事態発生時に町長から当事者に連絡する。

(3) 審査結果の報告

- ①審査会は、プロポーザルの審査終了後速やかに、審査結果を町長に報告するものとする。

(4) 最終受注候補者の決定及び通知

- ①町長は、(3)の報告を受け最終受注候補者を決定する。
- ②町長は、最終受注候補者に選定された参加事業者に対し、最終受注候補者に決定された旨を、プロポーザル選定結果通知書（様式第18号）により

通知する。

(5) 非選定結果の通知

①町長は、最終受注候補者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、最終受注候補者に決定されなかった旨を、プロポーザル非選定結果通知書（様式第19号）により通知する。電話等による問合せには応じない。また、審査結果の内容に関する問合せにも応じない。

(6) プロポーザル選定結果の公表

①プロポーザル選定結果については、時津町ホームページ（<https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>）において、受注候補者のみを公表するものとする。

15 プロポーザルの不適合

プロポーザルに関する提出書類及び申告内容に不適合があることが判明したときは、その不適合について審査会で協議の上、その不適合についてヒアリングを行うことができる。

なお町長は、その不適合が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性、公平性を著しく損なう恐れがあると認めた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

16 失格要件

(1) 参加事業者が次の各号いずれかに該当する場合は、審査結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- ①業務提案書等の作成に関して不正行為が認められた場合。
- ②提出書類又は申告内容等に不適合があった場合で、その不適合について聞き取りを行い、その不適合が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性・公平性を著しく損なう恐れがあると認めたとき。
- ③業務委託契約締結前に本要領「4 プロポーザルの参加資格要件」を満たすことができなくなった場合。

(2) 町長は、失格要件に該当する参加事業者に対し、プロポーザル失格要件該当通知書（様式第20号）により通知する。

17 委託契約の締結等

(1) 町長は、時津町財務規則及び時津町建設水道部上下水道課会計規程に基づき、

最終受注候補者に決定した者と契約金額等契約条件について協議の上、業務委託契約を締結する。

- (2) 業務委託契約の条件等については、業務提案書等の内容を基本として、町長と最終受注候補者との協議により定めるものとする。
- (3) 町長は、最終受注候補者と業務委託契約締結に向けて協議を行った結果、合意に達しない場合又は業務委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、総合評価点が上位であったものから順に当該業務委託の交渉を行うことができる。
- (4) 契約締結後、受注者は、委託業務が円滑に行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。
- (5) 町長は、契約締結後、受注者に提案における失格事項、不正又は虚偽記載等が認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

18 その他

この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施等に関し必要な事項は町長が別に定める。

19 様式

様式第 1号	プロポーザル参加申込書	・・・ P 14
様式第 2号	プロポーザル参加申込書等提出書類確認表	・・・ P 15
様式第 3号	参加資格要件に関する誓約書	・・・ P 16
様式第 4号	類似業務受注実績表	P 17～18
様式第 5号	暴力団の排除に関する誓約書	・・・ P 19
様式第 6号	プロポーザル参加辞退届	・・・ P 20
様式第 7号	プロポーザル参加要請書	・・・ P 21
様式第 8号	プロポーザル参加資格審査結果通知書	・・・ P 22
様式第 9号	業務提案書等提出書類確認表	・・・ P 23
様式第 10号	業務提案書等の提出について	・・・ P 24
様式第 11号	業務提案見積書	・・・ P 25
様式第 12号	積算内訳書	・・・ P 26
様式第 13号	業務提案書《正本》	・・・ P 27
様式第 14号	業務提案書《副本》	・・・ P 28
様式第 15号	質問書	・・・ P 29
様式第 16号	プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書	・・・ P 30

様式第17号	プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書	・・・P31
様式第18号	プロポーザル選定結果通知書	・・・P32
様式第19号	プロポーザル非選定結果通知書	・・・P33
様式第20号	プロポーザル失格要件該当通知書	・・・P34

様式集

時津町長 山上 広 信 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

印

プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日付で公告のありました「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザル」に参加したいので、参加資格審査に必要な書類を添えて申込みます。

記

1. 添付書類

- (1) プロポーザル参加申込書等提出書類確認表（様式第2号）
- (2) 参加資格要件に関する誓約書（様式第3号）
- (3) 会社概要関係書類
- (4) 直近3期分の会社法に規定される計算書類及び事業報告
- (5) 国・都道府県・市（区）町村税に滞納がないことの証明書
- (6) 類似業務受注実績表（様式第4号）
- (7) 受注実績を証する契約書の写し（任意の一契約）、又は事業実績を証明する書類の写し
- (8) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第5号）
- (9) プライバシーマーク又はI SMS適合性評価制度認証を取得していることを証明できる書類の写し

2. 連絡先等

- (1) 住所又は所在地 :
- (2) 担当者所属等 :
- (3) 担当者職・氏名 :
- (4) 電話番号 :
- (5) ファクシミリ番号 :
- (6) E-mail アドレス :

様式第 2 号

プロポーザル参加申込書等提出書類確認表

	提出書類	提出部数	確認欄
1	プロポーザル参加申込書等提出書類確認表（様式第 2 号）	1	
2	参加資格要件に関する誓約書（様式第 3 号）	1	
3	会社概要関係書類 ア. 会社概要（パンフレットも可） イ. 営業所一覧 ウ. 商業登記履歴事項証明書 エ. 定款	各 1	
4	直近 3 期分の会社法に規定される計算書類及び事業報告	1	
5	国・都道府県・市（区）町村税に滞納がないことの証明書 ア. 本社所在地所轄の税務署で発行する法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 イ. 本社所在地の都道府県税事務所で発行する法人事業税、自動車税の滞納がないことの証明書 ウ. 本社所在地の市（区）町村で発行する法人市民税、市県民税（特別徴収）、事業所税、固定資産税、軽自動車税の滞納がないことの証明書	各 1	
6	類似業務受注実績表（様式第 4 号）	1	
7	受注実績を証する契約書の写し（任意の一契約）、又は事業実績を証明する書類の写し	1	
8	暴力団等の排除に関する誓約書（様式第 5 号）	1	
9	プライバシーマーク又は I S M S 適合性評価制度認証を取得していることを証明できる書類の写し	1	

※ 提出前には本確認表で必要書類を確認してください。（確認欄にチェック）

※ 各証明書は公告日以降に交付されたものであることを確認してください。

※ 提出書類は番号順に並べ、A 4 サイズの個別フォルダに挟み込み、見出しに会社名を明記してください。

時津町長 山上 広 信 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

印

参加資格要件に関する誓約書

「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザル」への参加にあたり、下記の参加資格要件のすべてを満たしていることを誓約いたします。

記

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
3. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
4. 本件にかかる公告日から委託業者の決定までの間に、時津町が行う公共工事等の指名に関する要綱（平成14年時津町告示第6号）に基づく除外基準に該当しないこと。
5. 国・都道府県・市（区）町村税に滞納がない者であること。
6. 水道事業又は水道事業以外の事業において、受付、検針、収納（滞納整理を含む）に至る一連の業務を、過去5年以内において1年以上継続して受注実績又は事業実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
7. プライバシーマーク又はI SMS適合性評価制度認証を取得している者であること。
8. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。

類似業務受注実績表

	1	2	3
発注者名			
契約期間			
契約金額 (税込)	円	円	円
給水人口 (契約時)	人	人	人
業務内容 (該当項目にチェック をしてください)	<input type="checkbox"/> 窓口・電話対応業務 <input type="checkbox"/> 検針・再検針業務 <input type="checkbox"/> 料金調定・収納業務 <input type="checkbox"/> 料金滞納整理業務 <input type="checkbox"/> メーター維持管理業務 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 窓口・電話対応業務 <input type="checkbox"/> 検針・再検針業務 <input type="checkbox"/> 料金調定・収納業務 <input type="checkbox"/> 料金滞納整理業務 <input type="checkbox"/> メーター維持管理業務 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 窓口・電話対応業務 <input type="checkbox"/> 検針・再検針業務 <input type="checkbox"/> 料金調定・収納業務 <input type="checkbox"/> 料金滞納整理業務 <input type="checkbox"/> メーター維持管理業務 <input type="checkbox"/> その他 ()
	4	5	6
発注者名			
契約期間			
契約金額 (税込)	円	円	円
給水人口 (契約時)	人	人	人
業務内容 (該当項目にチェック をしてください)	<input type="checkbox"/> 窓口・電話対応業務 <input type="checkbox"/> 検針・再検針業務 <input type="checkbox"/> 料金調定・収納業務 <input type="checkbox"/> 料金滞納整理業務 <input type="checkbox"/> メーター維持管理業務 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 窓口・電話対応業務 <input type="checkbox"/> 検針・再検針業務 <input type="checkbox"/> 料金調定・収納業務 <input type="checkbox"/> 料金滞納整理業務 <input type="checkbox"/> メーター維持管理業務 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 窓口・電話対応業務 <input type="checkbox"/> 検針・再検針業務 <input type="checkbox"/> 料金調定・収納業務 <input type="checkbox"/> 料金滞納整理業務 <input type="checkbox"/> メーター維持管理業務 <input type="checkbox"/> その他 ()

- ※ 業務内容が本委託内容に類似する実績12件以内を、記入してください。
- ※ 契約期間満了後の再受注については、当初契約と別に記入してください。
- ※ 記載した受注実績の1契約について、契約書の写しを添付してください。
- ※ 契約金額は、委託期間の総額（税込み）を記入してください。

類似業務受注実績表

	7	8	9
発注者名			
契約期間			
契約金額 (税込)	円	円	円
給水人口 (契約時)	人	人	人
業務内容 (該当項目にチェック をしてください)	<input type="checkbox"/> 窓口・電話対応業務 <input type="checkbox"/> 検針・再検針業務 <input type="checkbox"/> 料金調定・収納業務 <input type="checkbox"/> 料金滞納整理業務 <input type="checkbox"/> メーター維持管理業務 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 窓口・電話対応業務 <input type="checkbox"/> 検針・再検針業務 <input type="checkbox"/> 料金調定・収納業務 <input type="checkbox"/> 料金滞納整理業務 <input type="checkbox"/> メーター維持管理業務 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 窓口・電話対応業務 <input type="checkbox"/> 検針・再検針業務 <input type="checkbox"/> 料金調定・収納業務 <input type="checkbox"/> 料金滞納整理業務 <input type="checkbox"/> メーター維持管理業務 <input type="checkbox"/> その他 ()
	10	11	12
発注者名			
契約期間			
契約金額 (税込)	円	円	円
給水人口 (契約時)	人	人	人
業務内容 (該当項目にチェック をしてください)	<input type="checkbox"/> 窓口・電話対応業務 <input type="checkbox"/> 検針・再検針業務 <input type="checkbox"/> 料金調定・収納業務 <input type="checkbox"/> 料金滞納整理業務 <input type="checkbox"/> メーター維持管理業務 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 窓口・電話対応業務 <input type="checkbox"/> 検針・再検針業務 <input type="checkbox"/> 料金調定・収納業務 <input type="checkbox"/> 料金滞納整理業務 <input type="checkbox"/> メーター維持管理業務 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 窓口・電話対応業務 <input type="checkbox"/> 検針・再検針業務 <input type="checkbox"/> 料金調定・収納業務 <input type="checkbox"/> 料金滞納整理業務 <input type="checkbox"/> メーター維持管理業務 <input type="checkbox"/> その他 ()

暴力団の排除に関する誓約書

時津町長 山 上 広 信 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

印

私は、時津町が時津町暴力団排除条例第11条に基づき、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を町が実施する入札及び町が行う各種契約（当該契約の下請等に係る契約を含む。）から排除していることを認識した上で、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴職が行う一切の措置について、異議申立を行いません。

記

1. 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

令和 年 月 日

時津町長 山 上 広 信 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

印

プロポーザル参加辞退届

令和 年 月 日付で申込みを行いました「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザル」の参加を辞退いたしたく、ここに届け出ます。

なお、業務提案書等作成のため配付された資料がある場合は、速やかに所定の方法により時津町建設水道部上下水道課へ返却いたします。

連絡先等

- (1) 住所又は所在地 :
- (2) 担当者所属等 :
- (3) 担当者職・氏名 :
- (4) 電話番号 :
- (5) ファクシミリ番号 :
- (6) E-mail アドレス :

時 上 第 号
令和 年 月 日

様

時津町長 山 上 広 信

プロポーザル参加要請書

貴事業所から参加申込みいただきました、「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザル」への参加資格を審査した結果、参加資格を有すると認められましたので、同プロポーザルへの参加を要請いたします。

つきましては、下記の日程でプロポーザル実施に関する資料の配付を行います。

なお、これに要する費用は参加事業者の負担とします。

また、プロポーザルへの参加申込後に参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届（様式第6号）」を提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 配付日時 令和 年 月 日() 時から 時まで
2. 配付場所 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1
時津町役場 第二庁舎 2階 上下水道課
3. 持参するもの ①本参加要請書
②配付資料受領者の印鑑
4. 問い合わせ先
(1) 住所 〒851-2198
長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1
(2) 担当 時津町役場 建設水道部 上下水道課 総務係
(3) 電話番号 095-882-2538
(4) ファクシミリ番号 095-882-5655

時 上 第 号
令和 年 月 日

様

時津町長 山 上 広 信

プロポーザル参加資格審査結果通知書

貴事業所から参加申込みいただきました、「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザル」への参加資格を審査した結果、残念ながら今回のプロポーザルへの参加資格を有しないと認められました。

上記の結果となりましたが、今回のプロポーザルへの参加申込みをいただきましたことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

今後とも、本町水道事業につきましては、御理解と御協力をお願いいたします。

問い合わせ先

〒851-2198

長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町役場 建設水道部上下水道課 総務係

電話番号 095-882-2538

ファクシ番号 095-882-5655

業務提案書等提出書類確認表

	提出書類	提出部数	確認欄
1	業務提案書等提出書類確認表（様式第9号）	1	
2	業務提案書等の提出について（様式第10号）	1	
3	業務提案見積書（様式第11号）	1	
4	積算内訳書（様式第12号）	1	
5	業務提案書《正本》（様式第13号）	1	
	〃 《副本》（様式第14号）	1	
	〃 《副本》（様式第14号・データ）DVD	1	
	※ 業務提案書の内容（下記の順に並べること）		
	①雇用と研修体制に対する考え方		
	②個人情報保護・情報セキュリティに対する考え方		
	③業務体制及び業務執行計画		
	④地域貢献に対する考え方		
	⑤防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方		
	⑥苦情・クレーム・不当要求対応に対する考え方		
	⑦窓口・電話対応業務に関する企画及び業務提案		
	⑧検針業務（再検針業務業務を含む）に関する企画及び業務提案		
	⑨上・中・下水道料金調定・収納業務に関する企画及び業務提案		
	⑩上・中・下水道料金滞納整理（給水停止業務を含む）に関する企画及び業務提案		
	⑪メーター交換及び維持管理業務に関する企画及び業務提案		
	⑫公金取扱いに関する考え方		
	⑬その他の業務提案		

※ 提出前に、提出書類の確認（確認欄にチェックすること）してください。

※ 業務提案書は、表紙、目次、各項目の提案内容（上記の順）となっており、通しのページが記載されているか確認してください。

時津町長 山上 広 信 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

印

業務提案書等の提出について

「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザル」につきまして、実施要領を遵守するとともに、添付書類等の記載事項が事実と相違ないことを誓約し、別添の業務提案書等を提出いたします。

記

1. 提出日 令和 年 月 日

2. 提出書類及び部数

- | | | |
|----------------|-------|-------------|
| ①業務提案書等提出書類確認表 | 1部 | |
| ②業務提案見積書 | 1部 | |
| ③積算内訳書 | 1部 | |
| ④業務提案書 | 正本：1部 | 副本：1部、データ1枚 |

3. 連絡先等

- (1) 住所又は所在地 :
- (2) 担当者所属等 :
- (3) 担当者職・氏名 :
- (4) 電話番号 :
- (5) ファクシミリ番号 :
- (6) E-mail アドレス :

時津町長 山上 広 信 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

印

業務提案見積書

時津町上下水道料金徴収等業務包括委託について、下記のとおり提案見積を提出いたします。
なお、内訳は、別添の積算内訳書のとおりです。

記

1. 委託業務名 時津町上下水道料金徴収等業務包括委託
2. 業務執行場所 時津町内及び時津町建設水道部上下水道課の指示する場所
3. 委託期間 令和8年9月1日から令和13年8月31日

4. 提案見積価格

円

※ 価格は、消費税及び地方消費税を含まない本体価格とし、価格の先頭に「¥」マークを記載すること。

※ 価格は、業務委託期間（5年間）の合計を記載すること。

積算内訳書

商号又は名称

項 目	科 目	科目別費用	内 訳
人件費	給料		基本給・諸手当・賞与・時間外手当
	法定福利費		社会保険料事業主負担額
	退職給与引当金		
	賃金		検針員賃金
	小 計		
現場管理費	委託料		メーター交換委託
	運搬費		車両燃料費等
	リース料		車輛等
	修繕費		車両修繕費・車検費用等
	保険料		自動車保険、傷害保険等
	被服費		従業員、検針員等
	通信費		携帯電話使用料等
	備用品費		事務備品・消耗品等
	図書印刷費		住宅地図等
	賃借料		福利厚生施設、駐車場等
	雑費		募集広告、その他雑費
	租税公課		自動車税、印紙税等
小 計			
管理費	一般管理費		
	その他の諸経費		
	小 計		
合 計			

※ 消費税及び地方消費税を含まない金額で記載すること。

※ 「合計」欄は、業務提案見積書の金額と一致すること。

業 務 提 案 書

《 正 本 》

時津町上下水道料金徴収等業務包括委託

公募型プロポーザル

1. 事業者名

2. 提出日 令和 年 月 日

3. 提出部数 正本 1 部

《受付印》

業 務 提 案 書

《 副 本 》

時津町上下水道料金徴収等業務包括委託

公募型プロポーザル

1. 提出日 令和 年 月 日

2. 提出部数 副本 1 部・データ 1枚

《受付印》

時津町長 山上 広信 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

質 問 書

「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザル」の業務提案に関する以下の事項について質問いたします。

1. 質問事項

No.	書類名・頁	質問内容

2. 連絡先等

- (1) 担当者所属等 :
- (2) 担当者職・氏名 :
- (3) 電話番号 :
- (4) E-mail アドレス :

※ 着信確認は、参加事業者の責任において行うこととする。

時 上 第 号
令和 年 月 日

様

時津町長 山 上 広 信

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書

先に参加申込みいただきました、「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザル」のプレゼンテーション及びヒアリングの日程が決定しましたので、参加を要請いたします。

つきましては、出席予定者を別紙の「プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第19号）」により、令和 年 月 日（ ）までに、ファクシミリにて提出してください。

記

1. プレゼンテーション及びヒアリング実施日時
令和 年 月 日（ ） 時から
2. プレゼンテーション及びヒアリング実施場所
長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1
時津町役場 庁舎 階会議室
3. 出席人数 3名以内
4. 留意事項
 - ①プレゼンテーションを30分以内とし、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを20分程度行います。
 - ②プレゼンテーションはプロジェクター等を利用することも可としますが、スクリーン以外の必要機器は各参加事業者での準備となります。
 - ③使用機器の準備・撤収は、プレゼンテーション及びヒアリングの前後に、各参加事業者が行うこととなります。

《問い合わせ及び提出先》

担当 : 時津町役場 建設水道部 上下水道課 総務係
電話番号 : 095-882-2538
ファクシミリ番号 : 095-882-5655
メールアドレス : ryoukinhoukatsu@town.togitsu.nagasaki.jp

時津町長 山上 広 信 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

印

プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書

「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザル」のプレゼンテーション及びヒアリングへの参加要請について、出席予定者を次のとおり報告いたします。

1. 出席予定者

所属及び役職等	フリガナ 氏 名	備 考

※ 出席者は、3名以内とします。

※ 当日は、本人確認のできる身分証明書（社員証、運転免許証等）をご持参ください。

2. 使用機器について

スクリーン 使用します ・ 使用しません

3. 使用機器の準備・撤収時間

準備時間（ 分程度） 撤収時間（ 分程度）

※ プレゼンテーションに必要な機器類は、各自ご準備ください。

※ 会議室の使用日程の都合がありますので、準備・撤収は速やかに行っていただきますようお願いいたします。

時 上 第 号
令和 年 月 日

様

時津町長 山 上 広 信

プロポーザル選定結果通知書

この度実施いたしました「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザル」において、各参加事業者から提出された業務提案書等を厳正に審査した結果、貴事業所を時津町上下水道料金徴収等業務包括委託受注候補者として決定いたしましたのでお知らせいたします。

問い合わせ先

〒851-2198

長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町役場 建設水道部上下水道課 総務係

電話番号 095-882-2538

ファクシ番号 095-882-5655

メールアドレス ryoukinhoukatsu@town.togitsu.nagasaki.jp

時 上 第 号
令和 年 月 日

様

時津町長 山 上 広 信

プロポーザル非選定結果通知書

この度実施いたしました「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザル」において、各参加事業者から提出された業務提案書等を厳正に審査した結果、残念ながら貴事業所につきましては受注候補事業者に選定されなかったことを通知します。

上記の結果となりましたが、今回のこのプロポーザル方式へ参加をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

なお、時津町と第一順位の受注候補事業者との間で、本件業務委託締結の協議が整わなかった場合は、次順位事業者を受注候補事業者として、契約締結交渉を行うことがありますので、申し添えます。

今後とも、本町水道事業につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

〒851-2198

長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町役場 建設水道部上下水道課 総務係

電話番号 095-882-2538

ファクシミリ番号 095-882-5655

メールアドレス ryoukinhoukatsu@town.togitsu.nagasaki.jp

時 上 第 号
令和 年 月 日

様

時津町長 山 上 広 信

プロポーザル失格要件該当通知書

この度実施いたしました「時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザル」において、貴事業所につきましては下記の失格要件に該当するため、先に決定した内容の取消を行うとともに、これ以降の手続きには参加できないことを通知いたします。

今後とも、本町水道事業につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 業務提案書の作成に関して不正行為が認められたため。
- 提出書類又は申告内容等に不適合があった場合で、その不適合が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性・公平性著しく損なう恐れがあると判断されるため。
- 実施要領に定める「プロポーザルの参加資格要件」を満たすことができなくなったため。
- 提案見積限度額を上回る価格で提案見積書を提出したため。

問い合わせ先

〒851-2198

長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町役場 建設水道部上下水道課 総務係

電話番号 095-882-2538

ファクシ番号 095-882-5655

メールアドレス ryoukinhoukatsu@town.togitsu.nagasaki.jp